

# 第3回世羅町議会定例会会議録

令和3年9月22日

第4日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和3年 第3回世羅町議会定例会 (第4号)

令和3年9月22日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

第1 発議第2号 世羅町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正について

第2 議案第67号 令和3年度世羅町一般会計補正予算(第5号)

第3 議案第50号 令和2年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について

第4 議案第51号 令和2年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第5 議案第52号 令和2年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について

第6 議案第53号 令和2年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第7 議案第54号 令和2年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

第8 議案第55号 令和2年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第9 議案第56号 令和2年度世羅町上水道事業会計決算認定について

第10 議案第57号 令和2年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について

第11 議案第58号 令和2年度世羅三原斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について

第12 陳情第3号 悪臭公害解消に関する要望書

第13 陳情第4号 2022年度地方財政の確立に関する要請

第14 陳情第5号 特別支援教育の制度改善に関する意見書の提出を求める陳情書

第15 陳情第6号 特別支援学校の学区制見直しに関する要望書

- 第 16 発委第 2 号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について
- 第 17 発委第 3 号 特別支援教育の制度改善に関する意見書提出について
- 第 18 発委第 4 号 特別支援学校の学区制見直しに関する意見書提出について
- 第 19 総務文教常任委員会報告
- 第 20 産業建設常任委員会報告
- 第 21 議会改革調査特別委員会調査中間報告
- 第 22 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告
- 第 23 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
会計課長 石ヶ坪洋史	総務課長 広山幸治
財政課長 矢崎克生	企画課長 道添毅
税務課長 藤井博美	町民課長 山口徹
子育て支援課長 和泉秀宣	健康保険課長 宮崎満香
福祉課長 釣井勇壮	産業振興課長 大原幸浩
商工観光課長 前川弘樹	建設課長 福本宏道
上下水道課長 升行真路	せらにし支所長 山崎誠
教育長 松浦ゆう子	学校教育課長 脇田啓治
社会教育課長 荻田静香	

5. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 追林威宏
嘱託書記 貞光有子	

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 発議第2号 世羅町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正について

提出者から提案理由の説明を求めます。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 発議第2号 世羅町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年9月22日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	山田 睦浩
賛成者	同上	高橋 公時
賛成者	同上	上羽場幸男
賛成者	同上	上本 剛
賛成者	同上	向谷 伸二
賛成者	同上	田原 賢司
賛成者	同上	藤井 照憲
賛成者	同上	松尾 陽子
賛成者	同上	徳光 義昭
賛成者	同上	久保 正道

提案理由でございます。

行政事務の迅速性、効率性を図るため、地方自治法で定める普通公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、世羅町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

裏面をお開きください。

世羅町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正について

世羅町議会の委任による町長の専決事項の指定について（平成 24 年世羅町議決）の一部を次のように改正する。

本則第 5 号後段を削り、本則に次の 1 号を加える。

（6） 町の金銭債権に係るもので、訴訟物の価格が 60 万円以下の訴えの提起（民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 383 条の規定による支払督促の申立てにより請求する場合で、同法第 395 条の規定により適法な督促異議申立てによって当該督促異議に係る請求が訴えの提起とみなされるものを含む。）、調停及び和解に関すること（前号に規定するものを除く。）。)

附 則

この専決事項の指定は、議決の日の翌日（令和 3 年 9 月 23 日）から施行する。

提案理由については以上でございます。

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 専決について、全協の中でも申し上げたんですが、町長の判断で一般的に専決の場合は後、議会の議決がいるんですが、これらについて仮に否決にされたら無効になるとかいうものでもありませんし、私はこれまでどおりを基本として執行されることが、ここで軽易な云々というように述べられておりますが、60 万円以下は仮に専決をされると、一般的な審議にはならず、専決を行ったという報告で終わりになるわけで、詳しく経緯、この支払

督促の状況は、またこうした督促の意義の申し立てによって云々ということに  
対してもですね、議会としてのチェックは全協ではできますが、十分な対応は  
きかないというように思うんですが、今までとこの専決事項の指定によってどの  
ように変わるといえるようにお考えでしょうか。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 先ほど提案理由でも述べさせていただきましたように、  
行政事務の迅速性かつ効率性を図るためという風に考えております。また内容  
につきましても裏面のほうに（6）として追記させてもらったものがより行政  
事務の迅速性を図るものと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

従って、発議第2号 世羅町議会の委任による町長の専決事項の指定につい  
ての一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第67号 令和3年度世羅町一般会計補正予算（第5号）  
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案1ページをお開きください。

議案第 67 号

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 22 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 10,729 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 11,546,398 千円とするものでございます。

歳入は、分担金及び負担金 505 千円、県支出金 1,224 千円、繰入金 9,000 千円を増額するものでございます。

歳出は、災害復旧費 10,891 千円を増額し、予備費 162 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 最初に 8 ページの分担金についてお尋ねしたいと思いますが、激甚災等の指定が正式に決まっているかどうか知りませんが、伴って負担割合は軽減をされるんじゃないかというように期待をしとるわけですが、予算計上については、どのような負担割合なのか。

それからこれは歳出に主に関わるわけですが、農災の現状での負担金、全然把握をしてないんですが、負担金によって復旧を取りやめるという例もいつもの災害であるわけですが、そうした点の状況と、本年度、どの程度の復旧を見込んでおられるのか。ここで県の補助金 122 万円ということですが、全体、現時点での復旧全体の事業費というんですか、災害を予定をしておるのか。災害にかからない件数も一定数あるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどのような認識でおられるのか。



またここで次のページ、次ページで、災害復旧費ということで設計業務を委託をされる 1000 万円、詳しいことは結構なんですけど、大まかにどのような設計委託を考えておられるのか、以上の点についてお尋ねします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。まず 8 ページの災害復旧費の分担金でございますが、これにつきましては世羅町分担金条令に基づきまして、農地の場合 25%、施設の場合が 10%の分担金をお願いをしているところでございます。

激甚災害の指定につきましては、一般質問等でも答弁させていただいたんですが、まだ決定をされておられません。たぶん決定はするという見込みという発表があったので、25%と 10%で依頼をしております。

次ページでございますが、県支出金が 122 万 4000 円、これにつきましては事業費は工事費が入っておりません。この災害設計にかかるものでございます。委託料の内訳でございますが、測量設計業務、これは査定設計書の作成でございます。査定に臨むための設計書で、農地 13 件、施設が頭首工でございますが、1 件でございます。

その下の設計業務、230 万 7000 円、これにつきましては、査定を終えた後、実施設計における設計業務でございます。

負担金の増減によって取りやめがあるのではないかという質疑でございますが、これにつきましては今回も査定を受けるまでに、実際にこの程度の分担金が必要でございますと。今の 25%、10%でお話をしているんですが、これの納入が可能であれば、次の段階へ進みます。査定を受けますよという話をしておりますので、今回挙げている 13 件と 1 件については取りやめることはないという事で考えております。

工事費につきましては、査定修了後に確定をすることになりますので、現在のところ未定でございます。また今年度中の災害復旧につきましてもこの査定終了後に考えていきたいと、このように思っております。

○4 番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 状況についてわかる範囲でという事でお尋ねしたんですが、全体的に先ほど答弁いただいたように、農地について25%ということになれば、工事金額がわからないにしても100万円かかれば25万円の負担を覚悟しなくちゃならんというか、いるかもわからないということで、そういうことになる、本人として激甚災として直したいという気持ちがあっても、負担金が多いのでやめられるということで、ますます農地が荒廃農地になっていく恐れがあるというように思うわけですが、箇所数、正確には把握しておらんのですが、生活道路等が崩壊してね、かなり田んぼへ影響が出ておる例も見受けられるんで、それは農災にはならないんかも知れませんが、やはりできるだけこうした災害に伴って耕作をやめるということが、ないような、限度はありますが、対応が望ましというように思うんですが、全体的に今年度でおおよそいいんですがね、13件と1件の施設ですか、それらは全体の災害の中でのおよその割合がわかればお尋ねします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えいたします。議員おっしゃられるように、激甚災害の指定を受けた後にですね、農家の皆さんに負担率がこれくらいになったので災害復旧されますかという話しができればいいんですが、査定が待っておりますので、その前に職員によりまして簡易な測量をし、概々算をはじき出して、それによって25%と10%の負担をお願いしておるのが現状でございます。可能であれば、激甚災害並みの負担金のお話しをしたいんですが、あてにならない話になりますので、これについてはやっぱり指定を受けるまでは25%と10%、条令に基づいたまんま執行するというものでございます。

それから今年度の執行はということでございますが、今年度中には査定を受けて、実施設計を組んで、補助率等がすべて確定するんで、可能であれば全件を入札には出したいという風には考えております。以上です。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 先ほどの答弁をお伺いしとってですね、ちょっと疑問に感じてお伺いいたします。

この負担金、災害復旧費の地元負担金というのを組んであります。この説明の際にですね、これは地元の了解が取れて、これを担保して事業執行すると、このように言われました。まちがないでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。まちがいございません。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 察すれば、次に災害の査定業務というので、測量、実施設計とこういうのがあって、実施設計についてはこれは先ほどの地元の負担金、この部分だと察するわけです。じゃけど、査定業務、これらがですね、今おっしゃられたやり方でいきますと、地元負担があるかないかわからないのに、査定だけ受けて、査定受けて地元に行って了解取れたらかかると。そしたら査定業務そのものが無駄なお金をここへのとるという風に見えるんですよ。査定の測量はやりました。地元へ入ったらもう耕作せんからええと。これは不要なお金を投資したことになると思うんです。今言われたように、了解が取れたものの金を先に積んで、入ったら工事をやりますと、こういう考えでいくと、この査定業務はからでやるということになるんですよ。

そうすると、これは一般財源が充てられて、財政調整基金を取り崩して実施するわけですがけれど、無駄なものが入っていると。これを承知で予算組まれているんかどうかお伺いします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。査定を受けた後にではございません。査定を受ける前、災害が起きて電話などがかかってきたりとか、本人来られて、何とかみてもらえんかどうかという話があった後に、現場のほうへ行って、測量をし、測量というのは私ら職員がするわけなんです、そこで大体これくらいかかるんでしょうねという話で、それでもやりますというの

を担保として、設計書を作成していただくということになりますので、査定設計書を作って査定に臨んだ後ということではございません。それと査定を受けたときにですね、これは査定でございますので、もしかするとそこで切られたりとか、落とされたりとかいうことがあるかもしれません。その場合にはなくなる可能性はございます。

○7番（藤井照憲）（挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） それじゃあ、もう少し具体的にお伺いしますとですね、査定、今年度の査定っていうのは11月頃からやると伺ってます。農家の判断がこれに間に合わなかった場合、今年度の査定はもうないと理解するのが正しいのでしょうか。それはもう2度と災害復旧では拾わないと。対象外ですよ。自前でやってくださいと。こういう話になるんですよ。要は災害起きて査定までの短期間に農家は復旧するか、復旧しないかの判断があって、その判断に迷うことなくやらないと町は相手にしませんと。息子が帰ってきて相談してみないけんとかね、さまざまな状況がある。しかし査定が起こるまでに判断してくれなかったら知らんと。こんな冷たい行政はしてはいけんと思うんですよ。町が今、米価も下がり、後継ぎもままならないときにどんどん耕作放棄地が増える。これを町が支援したんではいけんでしょう。その辺の助けるという方法は何かあるんですか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。おっしゃられるように、うちの若いもんが戻ってくるまでちょっと、ようわからんのんじゃというようなことがあるやもしれませんが、基本的には災害が起きてから県へ報告をして、県のほうも取りまとめによって、県というのはここであれば福山の農林でございますが、それを県内西部農林、北部がまた取りまとめて広島県として災害報告を国のほうへ挙げるということでございますので、査定を受けるまでに一定の決定は必要でございます。これにつきましては、極端に今起きたんで、30分以内に答えをくださいというようなことはないんですが、数日の内にはやるかやらないかを、これを決めていただかないと前に進めないということでご

ございます。それを冷たい行政と言われると、行政の仕組みでございますのでその部分については、致し方ないと、このように思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

従って、議案第 67 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 50 号 令和 2 年度世羅町一般会計 歳入歳出決算認定について から、日程第 11 議案第 58 号 令和 2 年度世羅三原斎場組合一般会計 歳入歳出決算認定について までの「9 件」を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案「9 件」については、決算審査特別委員会に付託してありますので審査の結果について、委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（藤井照憲） 決算審査特別委員会審査報告をいたします。

令和 3 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

決算審査特別委員会

委員長 藤井 照憲

## 決算審査特別委員会審査報告

9月8日の本会議において本委員会に付託された、議案第50号から議案第58号までの9件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第77条の規定により報告します。

### 【開会中の審査】

- 1 開会日 令和3年9月8日（水）17時15分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、山田睦浩、（米重議長）
- 4 審査事案
  - （1）委員会条例第8条による正副委員長の互選を行った。  
（互選結果は、委員長：藤井照憲委員、副委員長：徳光義昭委員）
  - （2）決算審査に関する資料要求項目の確認を行った。（要求項目：26項目）

### 【開会中の審査】

- 1 開会日 令和3年9月15日（水）、16日（木）
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 藤井照憲、徳光義昭、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山武、向谷伸二、松尾陽子、久保正道、山田睦浩、（米重議長）
- 4 説明者 町長・副町長・会計課長・総務課長・財政課長・企画課長・税務課長・子育て支援課長・健康保険課長・福祉課長・町民課長・産業振興課長・商工観光課長・建設課長・上下水道課長・せらにし支所長  
教育長・学校教育課長・社会教育課長  
代表監査委員、議選監査委員
- 5 審査事案
  - （1）議案第50号 令和2年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について
  - （2）議案第51号 令和2年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- (3) 議案第 52 号 令和 2 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 議案第 53 号 令和 2 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (5) 議案第 54 号 令和 2 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (6) 議案第 55 号 令和 2 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (7) 議案第 56 号 令和 2 年度世羅町上水道事業会計決算認定について
- (8) 議案第 57 号 令和 2 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について
- (9) 議案第 58 号 令和 2 年度世羅三原斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について

## 6 審査概要

本委員会に付託された議案第 50 号から議案第 58 号までの 9 件の議案に関し、当委員会を 9 月 15 日・16 日の 2 日間開会し、令和 2 年度 9 会計の決算の質疑を中心として審査を行ったものでございます。

### (1) 9 月 15 日 (水) 午前 9 時～

令和 2 年度予算に計上された貴重な財源がどのような形で、町民全体の福祉の向上・町の発展に活かされたか等を審査の視点に置き、提出された令和 2 年度歳入歳出決算についての「町長の概要説明 (提案理由の説明)」及び、「監査委員の決算審査意見、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書」に関する質疑を行ったところでございます。

次に、一般会計歳入全般について、続いて一般会計歳出の議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する報告書及び、主要施策の成果報告書に関する質疑を行ったところでございます。

### (2) 9 月 16 日 (木) 午前 9 時～

9月15日に続き、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の5会計について、一括して質疑を行っております。続いて、公営企業会計の上水道事業会計、公共下水道事業会計及び、世羅三原斎場組合一般会計の3会計に関する質疑を行った後、総括質疑を行っております。

### (3) 審査で出された意見等

決算審査を通して委員からは、補助金の受入れ事務手続き及び事業執行に係る会計制度の職員への周知徹底、歳入歳出予算の適正な管理、事業者の撤退に伴う指定管理料の返還、畜産臭気対策など事務事業に関する疑問点と合わせ、財政運営の現状と今後の見通し、税金及び使用料等の不納欠損にならない取り組みの推進並びに、高齢化の中で自治センター活動を維持する考え方等に関する質疑が行われたところでございます。

総括質疑においては、主要施策成果報告書の改善要望、コロナ禍に於いても町の適正な支援のあり方、議会軽視にならない丁寧な説明、人件費総額の適正管理、事業見直しへの取り組み、将来展望に基づくまちづくり等、執行部の着実な取り組みの必要性に関する質疑が出されところでございます。

その後、本委員会に付託された9会計の決算について、委員会としての採決を行ったところでございます。

## 7 審査結果

各会計の決算等に対する質疑を終え、採決を行った。また、決算認定に関し委員会として3項目の意見を付すことを決定しました。付帯意見は別紙にございますので、裏面をご覧ください。

### 令和2年度決算審査付帯意見

(1) 歳入において収入未済額、不納欠損額が依然として見られる。納税や負担金などの公平公正を図るために、これまで以上の収納に努められたい。

(2) 主要施策成果報告書の作成にあたっては、事業ごとに実績値、財源など事業効果が分かるように作成されたい。

(3) 決算審査の過程において指摘した事項については、十分留意し公平公正



な執行に努められたい。以上でございます。

元に戻ってください。審査結果でございます。

事件の番号	件名	審査の結果
議案第50号	令和2年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの (賛成多数)
議案第51号	令和2年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの (賛成多数)
議案第52号	令和2年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの (賛成多数)
議案第53号	令和2年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの (賛成多数)
議案第54号	令和2年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの (賛成全員)
議案第55号	令和2年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの (賛成全員)
議案第56号	令和2年度世羅町上水道事業会計決算認定について	認定すべきもの (賛成全員)
議案第57号	令和2年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について	認定すべきもの (賛成多数)
議案第58号	令和2年度世羅三原斎場組一般会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの (賛成全員)

以上、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

議案第50号 令和2年度世羅町一般会計 歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

委員長報告は 認定すべきもの でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論で。

○4番（矢山 武） 採決にあたりまして、決算認定に5会計について反対の討論を併せて行わせていただきます。

一般会計、特別会計の国保、後期高齢者、介護の3特別会計と公共下水企業会計の決算認定に反対をいたします。

コロナは、5波については一定に陽性患者が少なくなる傾向にはありますが、今後更に6波が来るのではないかということも言われ、完全に終息をしていくという状況にはないと思います。経済に対する影響は、更に今後も続くと思われるし、また、全国では陽性の方の自宅療養も多い状況が続いておる状況にあります。

こうした中で、全国的に公的病院の再編が進められており、医療を守ることが自治体のより重要な役割となっておるところであります。こうした中で、町民の暮らしはマクロ経済スライドによって年金が下がる中で、国保税あるいは後期医療者医療保険料、介護保険料などは、改定ごとにサービスが増えると負担も増えるという状況で、上がる状況が続いておるところであります。こういうことになると、収入は下がるし、負担は増えるということで、今後の暮らしはますます厳しくなろうとしておるところであり、こうした点ではいくつかの問題を申し上げたいと思いますが、何と云っても今の町民の暮らし第一に、また福祉、命を守る町政が求められているところであり、町民の声に沿った町政を考えるべきであり、コロナ対策についてもたいへん不十分であります。そして農業、商工業を守る対策についてもこれまで一般質問、その他で繰り返し改善を求めたところあります。

国においても食糧需給率が下がり続ける中で厳しい農業を守るために家族農業への支援を強めるべきであるということもたびたび要求をしてきたところあります。国の農政に沿って小さい農家を切り捨てていく。構造政策を推し進めていく。こういう農政に沿って世羅町でも農業施策が進められておる状況であります。私はこのような農政ではなくて、農業が続けられる、多くの農家の皆さんへの支援をもっと強めて、農業で一定に頑張られる対応を早急にすべきであります。これまでの対応を抜本的に変えて、農業や地場産業などの支援を強めていく、このことが重要であります。

3点目は、長引くコロナの中で町として自粛に対する一定の対応はされてお

るわけでありましたが、命と暮らしを守る、そういう町政をこれまでも繰り返し求めてきたところでありましたが、こうしたなかで全協において年寄りへのわずかの支援も取り下げられたところでありましたが、私はこうした緊急事態宣言の中で、きちんとした支援を早期に実施をしていくことが営業や、あるいは町民の暮らし守るといふ点でもたいへん重要な問題であり、また地方創生交付金等の活用も限られているわけでありますから、タイミングを逃がさないように、また昨年度も十分ではありませんでしたが、医療を守る対策、そして町民の暮らしを守る対応、感染防止対策と併せて町政の在り方を今、どうあるべきかということを実際に考えなくてはなりません。可能な具体化を急ぐ必要があると私は考えるところであります。

4点目は、各保険料の引き上げに反対をし、一定額の一般会計と、そして各会計の基金の取り崩しによって負担の引き上げ抑えるべきであります。来年度は後期高齢者医療保険の負担が2割になるということで、大幅な負担増が今後待ち受けております。こうした中でお年寄りの方が医療が十分に受けられなくなる心配があるところであります。町民の暮らしを守る町政は町民の暮らしを守る防波堤として、厳しい財政状況にはありますが、私は更に頑張るべきであると考えるところであります。

財政について少し触れますと、一般会計について、起債残高を3億円あまり減らし、基金額は一定に維持をしておる状況にあり、今後のコロナの影響が心配をされる状況にはありますが、住民要求に応える町政を財源を考えながら充実を図るとともに、特に起債の中では、これまでも一貫して述べておられる地方交付税の措置がされる起債がほとんどを占めるという状況であり、臨時財政対策債などが半分近いという、その金も100%が返還、借金について、元利について国が交付税措置をするということになっており、借金を減らしていくということも必要ではありますが、まちづくり振興基金の今後の活用を考えながら、可能な施策を実施を求めるところであります。

最後に5点目として公共下水について申し上げます。いよいよ令和5年の完了をめざして工事が進んでおるところであります。この今年を含めて3年間の仕上げは今後の収支計画、基本的な考えをきちんと行政として考えを決め、町の運営の今後、そして関係者の理解を得る必要があります。こうしたことでこ

れまでも繰り返し述べてきましたが、公共下水道会計の今後の収支見込みをきちんと示して、町の運営方針に基づいて、いろんな点をこれまで指摘をしてまいりましたが、加入の、接続加入の大幅な増加は今後も進まないのではないかと思います。

このことによって大きく当初の収支計画からずれている状況をそのままにして、そして、工事だけはどんどん進めていく。こういう状況が続いております。これでは現在でも費用に対して7000万円、投資に対して7700万円の昨年度の決算で、合わせて1億4700万円、1億5000万円近い一般会計からの繰出し、今後この繰出しが更に多額になると思われるところであります。当初、日量3000トンの処理計画のもとに用地を買収しておりますが、1000トンの施設の後には、更に拡張をするという考えはないようでありますが、きちんと全体の現状を把握をして、そうした中で計画を変更すべきである。このことはこれまでもたびたび申し上げてきたところであります。工事当初にそうしたことが再検討されれば、一定にその能力に応じた排水管の大きさとか、いろんな面での計画が大幅には減少しないかもしれませんが、一定に見直しができるということ、正確な排水管の経は覚えておりませんが、小さい管にして計画を早急に見直せと繰り返し申し上げてきたところであります。いよいよ今後2年余りで終わろうとする今の工事、そして計画区域の変更等についてもきちんと定めて、進めるべきことはきちんと行い、町民の人が喜んでいただける下水道施設にしなければなりません。

上水道について私は、山田川ダムからの取水について問題ではないかということ、を申し上げてまいりましたが、水道利用者でない矢山がいらんこと言うなというのは議員の中からも意見がありましたが、京丸ダムの水を使用するということ、を求めて再三議会の中でも発言しましたが、計画どおりに実施をされました。

こうした点でも下水道が今後どのような収支になるのか、きちんと町民に示して、足りない場合にはいくらでも一般会計から繰り入れるなどという考え方では、住民の多くの皆さんの納得は得られませんし、一定の工事を終えるにあたって、公共下水の財政推計をきちんと示して、今後の町民の暮らし、福祉を守る、今、重要なことは何を優先をして、今行うか、町政を住民合意を図りな

がら、どう進めていくかが問われているのではないかと思います。そうした点でも町政の変換を求めまして決算認定にあたっての反対討論といたします。

○議長（米重典子） 次に賛成討論の発言を許します。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 一般会計決算認定の賛成の討論を行います。

一般会計決算当初予算は109億1700万で始まり、新型コロナ対策などの補正予算の増減を重ねて、159億4042万2000円の最終予算の執行予定でありました。今までに経験したことのない新型コロナウイルス対策に国も県も地方自治体も翻弄された1年中でありました。その中で通常の業務に加えての対策や、対応は住民の健康と命、更には経済の停滞をさせない対策の試行錯誤は心労の積み重ねであったと思わざるを得ません。

決算額は歳入総額136億73万3581円、歳出総額131億1020万643円、形式収支額4億9053万2938円の黒字決算となっております。翌年度に繰り越す繰越明許費に伴う繰り越し財源を差し引いた実質収支額は2億6887万2938円となっております。また積立金、積立金取り崩し額の加減を考慮した実質単年度収支額は2億68万9263円となっております。積立金を取り崩す財政運営は可能な限り避ける財政運営が理想と考えますが、過去平成30年の西日本豪雨災害以来、町単独の事業の取り組み、またコロナ対応など基金の取り崩しによる対応も住民の負担軽減に取り組まれており、評価に値することも考慮する必要があります。

また監査意見に付された地方税法などの不能欠損処分に至るまでに至らない収納対策や国営造成負担金滞納繰越分、住宅使用料、集落排水下水道使用料の収入未済及び国民健康保険税、介護保険、後期高齢者医療などの返還金や収納未済への取り組みも指摘されています。

更に地方自治法、地方財政法、公営企業法に定める会計や会計の独立原則を職員全体が認識し共有することが必要であると考えます。体制の意識改革も必要と感じるところであります。一方、財政指標においては、財政力指数は、前年度、前々年度変わらず推移しており、一層の自主財源確保が求められます。実質収支比率は一般的には3%から5%が望ましいとされていますが、3.6%と

なっていることで標準に推移していますが、経常収支比率においては、財政の硬直化が進んでいます。標準的指標としては70%から80%が望ましいとされていますが、当世羅町は97.1%となっております。義務的経費の縮減や経常一般財源の確保に更なる努力をされることを期待し、魅力あるふるさと、若者が定住してくれるための条件整備、仕事、子育て支援など、また高齢者福祉、安全安心な生活を送られるためのインフラ整備、交流人口の創出など課題も多くあります。今後において、監査委員の意見に沿いながら健全財政運営に取り組まれることに期待し、令和2年度世羅町一般会計決算について認定すべきものと考え賛成討論といたします。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。反対討論で。

○1番（高橋公時） はい、勿論反対討論で。令和2年度一般会計決算認定に反対の討論を致します。

令和2年度は現在猛威を振るう新型コロナウイルス感染症が始まった時期と重なり、さまざまな事業執行に対し、何らかの影響を与えた年度であったと考えます。町債の残高は3億減の106億2374万円と年々減少しており、一般会計に属する基金全体の残高は前年度より9000万円の増額。しかし、目的基金と違い、柔軟に使うことのできる財政調整基金は年々減少し続け、昨年度の決算と変わらず、21億円程度保持している現状でございます。

決算において令和元年度は基金取り崩しによる実質収支の黒字であり、実質単年度収支は赤字でございました。しかし、令和2年度での決算では、単年度収支への積立金を加え、積立金取り崩し額を減じた実質単年度収支も2000万円余の黒字でございました。令和元年度に定めた財政推計に沿って行財政運営を進めている現状ではあるが、依然として厳しい財政状況にあり、引き続き健全な財政運営が必要と考えております。こうした全体的な財政運営に関しましては、賛成すべきところではありますが、監査委員の意見による審査の意見書にあるとおり、受水者が直接納入すべき上水道の加入負担金の不正支出やコロナ禍により経営が苦しい事業者に対し行った温泉施設保養施設の土地賃借料などの私的な減額など、町民の皆様からお預かりした大事な税金より支払う公平な

税の使われ方とは理解しがたい決算内容と私は考えます。

また指定管理者の中途辞退による返還請求につきましても同じことでございます。こうした監査委員の指摘や、決算審査での質疑に対し十分な回答もないまま、そしてその解決策の提案もないまま、認定するわけにはいきません。決算認定制度とは、町長は決算提出の義務、監査委員は決算審査と意見書提出の責任と義務、そして我々議員は決算認定の権限、これをそれぞれ与えられております。二代表制のもと、町民から選ばれた我々は最も重要な行財政運営の批判と監視を完全に達成できるよう、議会の一員として懸命に努力することが議員の職責であると私は考えます。1期目の議員の皆様は、初めての決算認定となりますけれども、必ず9月に認定しなければならない、こんなことはありません。ちゃんとした説明責任を果たし、公正公平な決算の提出を再度議会に提出願おうではありませんか。よって反対の討論といたします。

○議長（米重典子）ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号 令和2年度世羅町一般会計 歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第50号 令和2年度世羅町一般会計 歳入歳出決算認定について は、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第51号 令和2年度世羅町国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を

〔「討論あり」の声あり〕

失礼しました。

▼【久保議員：「聞き取れない」】

委員長報告は 認定すべきもの でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

次に賛成討論の発言を許します。

○10 番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 先ほど一般会計、その他の会計について一括して反対の討論をされておりますので、私は国民健康保険事業特別会計決算認定の賛成の討論を行います。

国民健康保険事業特別会計は歳入総額 17 億 6397 万 4959 円、歳出総額 16 億 4713 万 2811 円。歳入から歳出を差し引いた実質収支は 1 億 1684 万 2148 円となっております。また、実質単年度収支においては 5145 万 9143 円となり、健全な財政運営がなされております。一般会計からの繰入金 が 1 億 3067 万 958 円ですが、その内、保険税軽減分として 5322 万 6835 円が含まれております。このことは国民健康保険事業特別会計の県単位化に向けての県の保険税率統一のための激変緩和の対策を有効に活用され、2 年間保険税を据え置かれた結果であり、努力されている状況と評価すべき事象であります。

国民健康保険事業特別会計の保険税の収納については監査委員の意見にも収入未済額、不能欠損の会費などの指摘もありましたが、広島県内における収納率は 97.32% となっていると聞いております。令和元年度、2 年度で県下でトップであるとも聞いており、県単位化後の世羅町の保険税率は低く抑えることができ、被保険者の負担軽減につながっていると聞かされております。また収納率が高いことにより、県交付金の優遇を受け、その財源で特定健診、健康健診、人間ドックの助成など保険事業実施に活用されていると聞いております。



これらの事業は、保健事業実施は、病気の早期発見、早期治療につながり、世羅町の医療費は県内でも低い位置に抑えられていると聞いております。昨今のコロナ禍による特定健診の受診率は下がっていると伺っていますが、医療費は安定して推移している現状となっております。この取り組みの実施は評価に値するものであり、今後は監査委員の意見を踏まえ、ますます安心できる取り組みを期待し、国保健康保険事業特別会計の決算認定については認定すべきものと考え、決算認定の賛成の討論といたします。

○議長（米重典子） そのほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 51 号 令和 2 年度世羅町国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 51 号 令和 2 年度世羅町国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 52 号 令和 2 年度世羅町後期高齢者医療制度 特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 52 号 令和 2 年度世羅町後期高齢者医療制度 特別会計歳入歳出決算

認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。  
本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求め  
ます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 52 号 令和 2 年度世羅町後期高齢者医療制度 特別会計  
歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定  
されました。

これより討論を行います。

議案第 53 号 令和 2 年度世羅町介護保険事業 特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 53 号 令和 2 年度世羅町介護保険事業 特別会計歳入歳出決算認定に  
ついてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求め  
ます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 53 号 令和 2 年度世羅町介護保険事業 特別会計歳入歳  
出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されま  
した。

これより討論を行います。

議案第 54 号 令和 2 年度世羅町介護サービス事業 特別会計歳入歳出決算認  
定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 54 号 令和 2 年度世羅町介護サービス事業 特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 54 号 令和 2 年度世羅町介護サービス事業 特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 55 号 令和 2 年度世羅町農業集落排水事業 特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 55 号 令和 2 年度世羅町農業集落排水事業 特別会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 55 号 令和 2 年度世羅町農業集落排水事業 特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 56 号 令和 2 年度世羅町上水道事業会計 決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 56 号 令和 2 年度世羅町上水道事業会計 決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 56 号 令和 2 年度世羅町上水道事業会計 決算認定について は、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 57 号 令和 2 年度世羅町公共下水道事業会計 決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 57 号 令和 2 年度世羅町公共下水道事業会計 決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 57 号 令和 2 年度世羅町公共下水道事業会計 決算認定

については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 58 号 令和 2 年度世羅三原斎場組合一般会計 歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 58 号 令和 2 年度世羅三原斎場組合一般会計 歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 58 号 令和 2 年度世羅三原斎場組合一般会計 歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 40 分いたします。

休 憩 10 時 22 分

再 開 10 時 40 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第 12 陳情第 3 号 「悪臭公害解消に関する要望書」 から  
日程第 15 陳情第 6 号 「特別支援学校の学区制見直しに関する要望書」 ま  
での 4 件 を「一括議題」といたします。

日程第 12 から 日程第 15 までの 4 件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長から、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号について、の報告を求めます。

陳情第4号について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 付託を受けました審査結果の報告をいたします。

令和3年9月22日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

#### 総務文教常任委員会審査報告

9月6日の本会議において本委員会に付託された陳情は、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

#### 【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和3年9月10日（金） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、  
山田睦浩（米重議長）
- 4 審査事項と結果

#### （1）陳情第4号 2022年度地方財政の確立に関する要請

陳情提出者 世羅町大字西上原123番地1

自治労世羅町職員労働組合 執行委員長 山田信夫

陳情の趣旨 2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に対して意見書の提出を求めるという要望であります。

委員の議論 特に意見なし。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第5号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 陳情第5号 特別支援教育の制度改善に関する意見書の提出を求める陳情書

陳情提出者 世羅町大字小世良 329-2

世羅町障害者の暮らしを考える会（世障会） 会長 盛次信晴

陳情の趣旨 特別支援学級設置基準の定数を8人から6人へ減じ、学級編成は定数内であっても2学年までの編成にとどめるよう要望する内容を政府に対して意見書として提出してほしいという要望であります。

審査の経過 現行の制度の説明を受けて審査を行った。

委員の議論 委員からは、世羅町では特別支援学級へ入級する児童生徒が過去5年で20人以上増加をしており、国の制度方針もあるが要望内容に賛成する意見が出されたところであります。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決したところであります。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） （挙手）

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 委員長の報告にありました学年を2学年までとする、こういったところは非常に必要なことではないかと賛同するべきところではございませんけれども、先ほど定数の基準を8名から6名に減じるというところで、最終的に現在こうした特別支援学級へ入級する方が5年間で20名。こういった伸び率もあるというところで、現在、世羅町においても膨大な数の教室数が必要になってくると思いますけれども、そういった議論、そういった話というのは委員会では出ませんでしたでしょうか。

○4番（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） その点について資料を今、持ってないん

ですが、かなり教室の数も必要になってくるし、人数といたしますか、も大幅と  
いうか、かなり増えてくるという説明ではありました。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第6号について、報告を求めます。

○4番（矢山 武） 先ほどの件について答弁が漏れていたんですが、これは  
資料としてね、配布されているので、見ていただきたいと思います。

陳情第6号 特別支援学校の学区制見直しに関する要望書

陳情提出者 世羅町大字小世良 329-2

世羅町障害者の暮らしを考える会（世障会） 会長 盛次信晴

陳情の趣旨 知的障害の生徒が進学する特別支援学校の通学区域について広島  
県の通学区域の見直し並びに通学バスなどの通学対策の改善を要  
望する内容を意見書として、広島県知事及び県教育委員会教育長  
へ提出してほしいという要望であります。

審査の経過 現行制度の説明を受けて審査を行った。

委員の議論 委員からは、利用者が自由に通学先を選べ、支援や教育を受けら  
れることが望ましいという意見が出されたところであります。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決したところであります。

以上、陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） はい。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） こうした特別支援学校、県内、庄原、三原、尾道等説明  
があったんだと思いますけれども、こういったところ、どこの学区に行っても  
良いという趣旨の要望内容であったかと思えますけれども、現在その資料等によ  
りましたら、その学校においては障害者に適したと居ますか、担当の科がある  
というように場所が定められてますけれども、今後これを自由にした場合に  
は、どの学校に行ってもそういった教えていく指導の先生方を全部配備しない



といけないということになれば、これは膨大なことにはなってくるかと思えます。通学バスに関しましては、勿論対策を講じていくのは必要なことと思いますが、そういったご意見等は委員のほうから出ませんでしたか。

○総務文教常任委員長（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 特に具体的な発言はなかったと思いますが、同じ町内で別な学校に行かなくちゃならんというようなことも一定に問題ではないかという思いもあるようです。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第4号 「2022年度地方財政の確立に関する要請」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第4号 「2022年度地方財政の確立に関する要請」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

従って、陳情第4号 「2022年度地方財政の確立に関する要請」 は委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第5号 「特別支援教育の制度改善に関する意見書の提出を求める陳情

書」の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第5号 「特別支援教育の制度改善に関する意見書の提出を求める陳情書」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

従って、陳情第5号 「特別支援教育の制度改善に関する意見書の提出を求める陳情書」は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第6号 「特別支援学校の学区制見直しに関する要望書」の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第6号 「特別支援学校の学区制見直しに関する要望書」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

従って、陳情第6号 「特別支援学校の学区制見直しに関する要望書」は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

つぎに、産業建設常任委員長から、陳情第3号について報告を求めます。

陳情第3号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 産業建設常任委員会審査報告をいたします。

令和3年9月22日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 藤井 照憲

9月6日の本会議において本委員会に付託された陳情は、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

#### 【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和3年9月13日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、米重典子  
（欠席委員 久保正道）
- 4 審査事項と結果

#### （1）陳情第3号 悪臭公害解消に関する要望書

陳情提出者 世羅町大字宇津戸56-2

下仮屋公害対策委員会 会長 山口 弘

世羅町大字宇津戸1477-3

宇津戸自治会 会長 久保辰昭

陳情の趣旨 宇津戸地区における長期的な悪臭公害を解消するため、関係業者に公害発生諸施設を早急に改善させ、改善計画の確実な実施を求めるという要望でございます。

審査の経過 （農）広島県東部養豚組合からの変更計画書（案）については、地元の理解が得られる中で、町は受理を考えている。町が受理した場合には、「当然、変更計画を基に実施していただく。改善勧告の期間延長は考えていない。」旨の発言及び考え方の説

明を受けたところでございます。

委員の議論 委員の議論においては、「変更計画（案）の地元説明を事業者任せにせず、積極的にかかわること。」「町が調整に入る以上は、強制力を持つような時期に来ているのではないか。頭数の削減も強い姿勢で臨む必要がある。」等の意見が出されたところでございます。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決したところでございます。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第3号 「悪臭公害解消に関する要望書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第3号 「悪臭公害解消に関する要望書」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

従って、陳情第3号 「悪臭公害解消に関する要望書」 は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第 16 発委第 2 号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について  
を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙 手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） それでは先ほど採択いただきました地方  
財政の充実・強化に関する意見書提出について 提案をさせていただきます。

発委第 2 号

地方財政の充実・強化に関する意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり  
提出する。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財  
務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、経済財政  
政策担当）とする。

令和 3 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 世羅町議会総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症対策、社会保障費関連、デジタル化対策など地方の  
財政需要の的確な把握と財源確保は、地方自治体の行政運営上必要であり、政  
府予算の充実と地方財政の確立を図るための意見書を提出することについて議  
会の議決を求めるものでございます。

○議長（米重典子） なお、意見書については事務局より朗読させます。

○事務局長（黒木康範） 地方財政の充実・強化に関する意見書

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需  
要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生  
活様式」への変化を余儀なくされた町民の日常生活から発生する問題など、あ  
らゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など  
社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・

高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

## 記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。
4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を

活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
7. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
8. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。  
また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
10. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月22日

世羅町議会

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質

疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、発委第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について は 原案のとおり可決されました。

日程第17 発委第3号 特別支援教育の制度改善に関する意見書提出について を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務文教常任委員長(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(矢山 武) 発委第3号

特別支援教育の制度改善に関する意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣とする。

令和3年9月22日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 世羅町議会総務文教常任委員会

委員長 矢山 武



(提案理由)

障害児の教育環境向上及び特別支援教育を推進するため意見書を提出することについて議会の議決を求めるものでございます。

○議長（米重典子） 意見書については事務局から朗読させます。

○事務局長（黒木康範） 特別支援教育の制度改善に関する意見書

年々、特別支援学級で学ぶ児童生徒の数が増加しております。これは特別支援教育に対する理解が深まり、関係機関等との密接な連携が進み、障害への早期対応により成長期に即した適切な特別支援教育が行われるようになってきているとして、望ましい傾向であると捉えています。

この度、世羅町議会は特別支援教育のより一層の教育効果を期待し、現在の特別支援学級の設置基準の見直しと改善を求めます。現在の特別支援学級定数を8名から6名に、また学級編成は定数内であっても2学年までの編成にとどめるよう要望します。

## 記

1 特別支援学級の設置基準の見直しと改善を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月22日

世羅町議会

○総務文教常任委員長（矢山 武） 以上のおりでございます。よろしくお願ひします。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、発委第3号 特別支援教育の制度改善に関する意見書提出について は 原案のとおり可決されました。

日程第18 発委第4号 特別支援学校の学区制見直しに関する意見書提出について を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 発委第4号

特別支援学校の学区制見直しに関する意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。意見書の提出先は広島県知事、広島県教育委員会教育長とする。

令和3年9月22日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 世羅町議会総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

(提案理由)

障害児の教育環境向上及び特別支援教育を推進するため意見書を提出することについて議会の議決を求めるものでございます。

○議長（米重典子） なお、意見書については事務局から朗読させます。

○事務局長（黒木康範） 特別支援学校の学区制見直しに関する意見書

知的障害の生徒が進学する特別支援学校の通学区域につきましては、平成の

大合併後、通学区域の見直しが行われないうまま今日に至っています。通学手段においても保護者の負担が大きい実態があります。早急に特別支援学校別の通学区域の見直しをするとともに、通学バスなどの通学対策の改善を要望します。

## 記

1 特別支援学校の学区制見直しと通学対策の改善を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月22日

世羅町議会

○総務文教常任委員長（矢山 武） 以上の意見書を提出するというものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、発委第4号 特別支援学校の学区制見直しに関する意見書提出については 原案のとおり可決されました。

日程第 19 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武）（挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） それでは常任委員会の報告をいたします。

令和 3 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

#### 総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

#### 【開会中の事務調査】

第 1 開会日時 令和 3 年 9 月 10 日（金） 午前 9 時 00 分開議

第 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室

第 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、  
山田睦浩（米重議長）

第 4 説明員 町長・副町長・総務課長・財政課長・企画課長・子育て支援  
課児童保育係長・健康保険課長・福祉課長・教育長・学校教育  
課長・社会教育課長

第 5 調査項目及び内容

#### 1 所管事務調査

委員から出された主な点のみを報告させていただきます。

○議長（米重典子） 矢山委員長、報告書でありますので、恐れ入りますが、読み上げをお願いいたします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） はい。

（1）避難所での対応について

ア．長期化する災害時の避難所運営対応

指定避難所は 36 カ所で、初期段階では 12 カ所を開設している。運営は、施

設管理者、地元住民、自主防災組織等の協力を得て行っておられる。また、連絡要員として、町職員1人を派遣し、12時間交替で4人1組で運営しているということでもあります。避難が長期化する場合は、住民組織の中で運営をしきる合議体形成が必要であり、公営住宅、旅館、ホテル等への移動を検討する必要があります。避難が長期化すると、罹災証明書発行手続き等への対応のために人手不足が予想され、ボランティア等による力を借りて運営することも必要であるとの説明でありました。その際のボランティア対応については、委員より雇用の形態をとってはという意見が出されましたが、責任を負っていただくという点で慎重に検討していきたいということでありました。

自主避難の場合は、基本的には自身で3日分程度の準備はしていただくよう講演会などで呼びかけておるということでもあります。ただし、自身で用意が不可能な場合は、できる限りの対応を町として行うということでもあります。この辺については、丁寧な説明をおこなっていかなければならない。

またハザードマップの集会所への掲示や自治センター周辺への看板設置を進めるとともに、災害に備える防災ハンドブックの作成等を行い周知に努めるということでありました。速やかな避難で命を守って欲しい。

#### イ. ペット同行避難についての現状と課題及び今後の対応策

ペット用のケージや車中等での避難対応をペットについて対応をしてもらうということでありました。ペットの同行避難の広報を行い、ペットフード、マットの準備やケージに入ることに慣れさせたり、無駄吠えしないよう訓練等を事前にしてもらうよう今後啓発するということでありました。

### (2) 職員数の推移と採用状況について

#### ア. 直近10年間の新規採用者数・退職者数の現状と課題

新規採用は、毎年一定数採用しており、令和3年4月で正規職員の職員数は195人である。採用が難しくなっているが、権限移譲で仕事が増えており、10月1日付採用の試験も行っている。急激な職員数の変化を抑えつつ、職員を確保していきたい。増える仕事に対応するため、国・県に要望していき、同じ規模の自治体が連携を図り、取り組みたいということでもあります。またインター

ンシップについては、学校等から希望があれば協力しているとのことでありました。

### (3) 会計年度任用職員の処遇について

#### ア. 賃金等労働条件

月給パートタイムと時間パートタイムの2形態で任用しているが、見直しを行う必要があると考えるということでありました。

#### イ. 処遇改善のあり方と見直し

処遇改善をしてゆくため、今後も労使協議を行い、手当や昇給を考えていくということでありました。

### (4) 行政手続きにおける押印の見直しについて

#### ア. 町への提出書類等について押印廃止状況

#### イ. 押印の見直し方針・基準の策定

#### ウ. 行政手続きのオンライン化・簡素化の取り組み

押印廃止を国の要請で進めているが、法令等の改正が必要であるものについては、全体的な対応になっていない。各課で住民サービスにおいて押印廃止が可能なものは検討し一定の対応を行っているということでありました。

事前周知、ホームページ、広報などで伝える必要がある。国・県の動向を見ながら、オンラインといった部分は、すでに町独自の取り組みも行っているが、遅れを取らないように進める必要があると考えているということでありました。

### (5) 過疎地域持続的発展計画について

#### ア. これまでの過疎計画の取り組みと今後5年間での成果見込み

過疎地域自立促進計画では、5年間の(H28~R2年)226億円の当初計画の総事業費に対し、実績は約210億円である。未実施の25%の事業については精査をし、新しい持続的発展計画に盛り込んでいくということでありました。

持続的発展計画には数値目標があり、成果ごと、目標達成となるように取り組む。令和3年度は、約40億6千万円で、過疎債は7億6千万円を予定をして

おり、交通施設の整備等は過疎債 2 億円で、町道 7 本の改良が計画をされているが、計画に上がったものは、5 年間で着実に進め地域の意見も聞いていくということでありました。

#### (6) 地域おこし協力隊の現状について

##### ア. 協力隊員の任期満了後の定住状況

これまでの隊員は 6 名であり、そのうち現在 2 名の方が、地域力の向上に活動されている。地域おこし協力隊通信を広報せらに掲載しており、地域の方に広く知っていただくとともに、定住していただきたいと考えている。退任された 4 名のうち、2 名が町に定住されている。

##### イ. 来年度の採用予定

令和 3 年度はコロナ禍で募集できなかったが、来年度は募集したいということでありました。

#### (7) 令和 3 年度入札発注工事（250 万円以上）の契約・進捗状況について

入札発注工事一覧により、財政課 1 件、子育て支援課 1 件及び社会教育課 2 件の調査を行いました。

旧甲山自治センター解体工事は 9 月中に完了検査をし完了するということがありました。跡地は砕石を敷き平らにし、来年度以降で駐車場整備を行うことを計画している。駐車場全体が老朽化しており、全体の整備を行う計画であり、今年度中に駐車場整備の実施設計を行う予定であるということでありました。

世羅小学校のナイター照明は 1 本だけ LED 化したが、残りについても利用率の高いところから順次進めていきたいということでもあります。LED 化で交換した 8 灯分の水銀灯や安定器の部品は故障や部品交換に再利用をしているということでありました。

#### (8) G I G A スクール構想について

##### ア. 整備後の活用状況及び課題

初期不良については学校と業者で連携し、予備機の使用で対応している。夜

間電力で充電をする端末保管庫で充電及び保管しているということでありました。生徒の学習機材の活用についてアンケートでは全般的に良い評価がされている。学習用端末の持ち帰りについては、全家庭がすぐに使用できる状況にはない状況のようであります。最新の家庭通信環境の状況調査も行い、学習機材を家庭で見たり、不登校の支援・学習指導にも活用できるということでありました。端末ケースは各家庭で購入いただきたい。またスタート時点での差は、生徒の作業状況が把握できるので、すぐに支援をするなどして、こうした対応でスタート時点の差を埋めていきたいということでありました。

#### (9) 陳情第5号・陳情第6号に関する執行部の考え方について

町教育委員会として、要望事項の現在の国・県の制度説明及び陳情第5号の要望内容が実施となった場合、町での学級数の変動やメリットについて説明を受けたところであります。

#### (10) がん患者のアピアランス（外見）ケアについて

##### ア. アピアランスケアに対する助成及び支援の取り組み

国立がん研究センターでは、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと定義されている。

広島県内に13のがん診療連携拠点病院に「がん相談支援センター」が設置されており、アピアランスケアを含めた相談ができるが、広島県及び県内の全市町でアピアランスケアに関する助成制度はない。今後、県や他市町の状況等の情報収集及び研究をしたい。町では、「えがおの集い」という場づくりを通じて、がん治療中の患者等による意見交換などがしやすい場の提供に努めている。

女性のがん罹患率は高く、その中でも乳がんの割合が高い中、町としても幾分か助成により、困っている方への支援が必要と思われる。

#### (11) 「生理の貧困」対策について

##### ア. 生理用品の配布の実態



将来的な幅広いサポートへ向け、暮らしサポート事業として、本年7月下旬から取り組みを行っている。学校も保健室等で対応できるようにしているが、貧困対応及び生徒対応は今のところないようであります。

他の市の事例でスマホアプリによる無料提供をする取り組みがあると聞くと、本当に困った方へ対応しているか判断が難しい。また、急ぎよの事業実施のため、災害備蓄品のローテーション品を活用したので、大々的な周知、広報は行ってない。

イ、「生理の貧困」の背景にある課題に対する支援策

コロナによる学生のアルバイト、保護者の収入減が大きく影響している。生活保護となる以前の部分には、特に早い対応が必要と考える。本当に困っている方が窓口に来られたり、声を出しにくいと考えられる。小さな声に対して支援につながるように他課とも連携し、取り組み進めたい。

経済的困窮が大きな問題と考える。支援の手がとどくように配慮すべきであるとの声が出されました。

### 3 その他（令和3年度行政視察について）

令和3年第2回定例会の委員会で来月の10月に行う予定でありましたが、広島県への緊急事態宣言が9月30日まで延長される中で、相手への依頼が困難な状況でもあり、今年度は中止の方向で決定をしたところであります。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○1番（高橋公時） 2点についてお伺いいたします。避難所での対応について、避難が長期化すると、ボランティア等が必要になってくると。しかしながらこのボランティアの方の力を借りて運営するとしてもボランティアの方がどうしても集まらないというような意見が書いてあるんですが、これを委員のほうからは、雇用の形態を取ってはというような意見を出されているところではありますが、具体的に雇用の体系とはどういったものなのか。たとえば現在町が任命している消防団、こういったものを各分団1名ずつ避難所に配置する、

こういった話がでたのか。特別にそういった災害のときに何か措置を下すというようなお話しがあったのか、その点が1点。

続きまして協力隊員任期満了の定住状況についてですが、現在も着任されておる方もおりますけれども、非常に任期満了で終わられた方の定住率、そしてまた中途での退任、こういったものがあるわけでございますけれども、定住していただけない理由など、こういったことがお話しされたのか、わかる範囲でお答えをお願いいたします。

○議長（米重典子） 恐れ入りますが、挙手の発言許可をお願いします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○4番（矢山 武） 一定の長期化した場合に、どう言いますか、前もって一定の人をお願いをするという方向等、また一定の約束をしておく必要があるのではないかというような意見も出されたんですが、ここで述べておりますように、いろいろ課題もあるというようなことですね、執行部としては慎重な考えなのかなと留めたところです。

協力隊員については、いろいろそれぞれ思いがあるようですが、特にここで具体的にどうか、委員の中からのいろんな状況等について質疑が行われましたが、多少はあったかもわかりませんが、特に具体的に報告するような点はなかったように思っています。

○議長（米重典子） そのほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第20 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 産業建設常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和3年9月22日

世羅町議会議長 米重 典子様

産業建設常任委員会

委員長 藤井 照憲

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 3 年 9 月 13 日（月） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、米重典子  
（欠席委員：久保正道）
- 4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長

5 調査項目及び内容

（1）令和 2 年度入札発注工事（250 万円以上）の契約及び進捗状況について  
発注工事及び発注予定一覧により、建設課 15 件、産業振興課 1 件、上下水道課 5 件、町民課 1 件の調査を行ったところでございます。

（2）令和 3 年 8 月豪雨による被害状況について

（ア）農地・農業用施設・農作物の被害状況

農地 13 カ所・被害額 40,600 千円、農業用施設（頭首工）1 カ所・被害額 35,000 千円、水稻 9 カ所・被害面積 121a・被害額 200 千円

道路・河川・付属工作物等の被害状況

道路 83 カ所・被害額 125,000 千円、河川 14 カ所・被害額 46,000 千円

（イ）今後の予定（見込み）

10 月下旬から 11 月下旬にかけて災害査定、12 月頃から工事着手の予定というところでございます。

（3）宇津戸下仮屋地区臭気問題について

（ア）臭気指数の状況

前回の委員会での調査後の状況は、7月1日の測定では臭気指数15未満でありました。次の8月2日の測定では東部養豚組合第3牧場及び渡辺畜産の臭気指数が16で基準値を超えている。

(イ) 改善計画の進捗状況

(農)広島県東部養豚組合第3牧場、第4牧場では、施設の運用、作業工程や作業方法の改善は継続実施、一方で、変更の改善計画(案)が提示され、事業者により地元への説明を依頼している。小野商事(株)の養鶏場については、焼却炉の適正管理と処理量の削減、鶏糞の保管対策、飼料へのハーブ添加などの対策を継続実施している。

委員から、「改善計画の変更(案)が提出され、地元説明を指導しているが、しっかり取組んでもらいたい。」との問いに、「改善計画は着実に進めたい。変更計画にあっても地元の理解を得る中で、受理したら当然事業を実施して頂く方針でいる。」また、「変更計画(案)を受理することで、約束の期限が延長されることはないか。」との問いに、「約束した期限は変わらないので、町としては厳しい目で更に取り組みたい。」との説明がございました。

(4) 陳情第3号 悪臭公害解消に関する要望書に関する執行部の考え方について

要望内容に係る執行部の考え方は、「改善計画の着実な実施と行政が住民と手を携えて取組まなければならないと受け止めている。町としてもこの要望に十分応えていくために取り組みを進めたい。」との考えが示されたところでございます。

(5) 中小事業者への新型コロナウイルス感染症対策事業について

(ア) 世羅町頑張る中小事業者応援事業の利用状況

県の集中対策に基づく外出機会の削減要請などの影響により、売上が減少した町内の中小事業者に、1事業者あたり10~30万円を支援するものである。申請期間の令和3年8月31日までに建設業、卸売・小売業、サービス業などの50事業所、13,833千円の申請があったものでございます。

(イ) 観光業緊急支援事業(花めぐりせらめぐり)プレミアムチケットの利用状

況でございます。

1冊2,500円（利用金額は5,000円）のチケットを2,000冊、利用総額は10,000千円の事業である。利用期間は令和3年3月20日から7月31日にまでとしたもので、使用実績は約99%、額にして9,901千円余で、主に飲食店での利用が51%余、次に小売業が42%余である。

委員からは、「制度の周知に課題があったが、臨機応変な対応は評価している。多めに予定されており、利用者にとってはプラスの支援ができた事業と思っている。また、花めぐりせらめぐりプレミアムチケットは、地元の方が観光に使われて良いと思うが、日常的なところにも使われており、観光支援事業に特化することはできなかったのか。」との問いに、「アの頑張る中小事業者応援事業では、飲食事業以外にどのような悪い影響があるのかわからず、当初200件を想定した。50事業所の利用を基に、今後の対策を検討する。」また、「イの花めぐりせらめぐりプレミアムチケットは、観光協会加入事業者で、今では55事業者で使える。」との説明がございました。

## （6）令和2年度とくとき商品券発行の事業効果について

### （ア）発行数と利用状況

発行総額は220,000千円で、令和2年8月30日から12月31日までの利用期間に219,405千円の利用があり、率にして99.7%である。

### （イ）商品券による地域経済への事業効果の状況並びに効果額

このことについては、とくとき商品券利用者アンケートへの回答数323件を報告書により確認している。商品券を使用した品目を15の区分に分け、使用率と平均金額を分析した。最も多いのが食料品で66.3%、続いて日用品・雑貨で41.8%、次に家電・家具などで24.5%となっている。商品券による購買行動では、「ついで買いをした」が51.4%となっている。

委員からは、「商品券発行事業に対してたくさんの意見を聞く、所得との関係や若者の消費行動につながっているのかなど、事業者からの要望だけでなく、町の活性化にどのようにつなげるのか、生活弱者の方や低所得者の方への公平性を考えた場合どうか。」との問いに、「毎年良いところ、悪いところを踏まえて取り組んでいる。購入することに弱い方をどのように対応するのかを商工会

商業部と意見交換したい。」との説明がございました。

(7) 指定管理施設の経営状況および今後の指定管理のあり方について

(ア) 指定管理施設の経営状況

現在の指定管理施設 10 カ所の過去 3 年間分の経営状況について、それぞれの指定管理者ごとに売上高、管理料等の営業外収益、売上原価、管理費、営業外費用及び税引前収支についての資料説明がございました。

(イ) せら農業公園(せらワイナリー)の現状と今後の見通し

資料の提示がなく口頭での説明、せら夢公園全体の訪問者数は、令和元年度中 311,605 人、令和 2 年度中 275,993 人、この減少は県からの休業要請による 4 月、5 月が影響している。令和 3 年の訪問者数は、4 月と 5 月は昨年と比較すると増えているが、蔓延防止等重点措置及び緊急事態宣言が出された 8 月は大変な減少となった。1 月から 8 月までの累計訪問者数を前年と比較すると、昨年は 152,367 人、今年は 158,551 人で 6 千人余り増加している。コロナ禍によりバス旅行はほぼなかったが、近隣からの来客が増加したものと考えている。

(ウ) 指定管理制度の必要性及び指定管理施設の譲渡を含めた検討状況

この項目も資料の提示がなく口頭での説明、今のところ議論したことがない。検討する場合は、公有財産利活用検討委員会の中で検討をする。

委員から、「コロナ対策支援事業はもうかっているところも一律に支援したのか。」の問いに、「サポート事業は一律に 50 万円、プラス前年比に比べて減少率などを考慮して 25 万から 50 万円を支援した。」また、「町がいつまでも指定管理料を払わなくてもよい施設がある。指定管理施設を見直す必要があるのではないか。」の問いに、「指定管理料を収益が上回って安定した施設については、今後の営業展開を踏まえた上で、施設譲渡の話し合いを進めるべきと考える。指定管理施設の譲渡や指定期間の延長など、重要な課題になっているものと認識している。」との説明がございました。

6 その他

令和 3 年度行政視察について

前回の委員会で、調査時期は 10 月ごろを決定しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、10 月の実施は見送り、年度内に機会があれば

ば実施することを決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第 21 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和 3 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会改革調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

**【開会中の調査】**

1. 開会日時 令和 3 年 9 月 14 日（火） 午前 10 時 10 分開議
2. 場 所 世羅町議会 議場
3. 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、  
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、  
久保正道、（米重議長）
4. 説明員 町長、副町長、総務課長、税務課長
5. 調査事項

**（1）議会報告会について**

令和 3 年度議会報告会は、これまで 10 月から 11 月に開催することで確認し

本定例会の委員会で決定することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の上から現段階でも10月末から11月に実施可能か否か判断は難しく、委員の多数から中止にすべきとの意見があり中止と決定した。

その際、開催を一回のみとしオンラインによるWeb会議システム「Zoom」による議会報告会を検討してはどうかとの意見があり、協議の結果12月を目途に開催することで決定した。

### (2) 人権研修「議会におけるハラスメントについて」

講師を招聘しての実施が難しいことから、全国町村議会議長会議長・副議長研修会で予定されていた講演会の動画を視聴した。

### (3) 町長の専決事項指定の追加について

現在議会より委任している専決事項は5件、これに加えて税務課等々が所掌する事務を加えるもの。

調査の結果追加をすることと決し議員発議により、「議会の委任による町長の専決事項の指定について」を最終日に発議することとした。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第22 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告を行います。

光ファイバ網整備調査特別委員長の報告を求めます。

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 光ファイバ網整備調査特別委員長

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 光ファイバ網調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和3年9月22日

世羅町議会議長 米重 典子 様

光ファイバ網整備調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告



本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の調査】

第 1 . 開会日時 令和 3 年 9 月 14 日（火） 午前 9 時 00 分開議

第 2 . 場 所 世羅町議会 議場

第 3 . 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、  
向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、  
久保正道、（米重議長）

第 4 . 説明員 町長、副町長、企画課長

第 5 . 調査事項

1 . 光ファイバ網整備の進捗状況について（資料により説明）

令和 3 年第 2 回定例会（6 月 10 日）以降の事業の進捗状況。

進捗率 8 月末時点で 10%、計画より少し遅れている状況にある。

要因としては各種申請に対する許可（共架等、道路占用）これらの申請許可の遅れが要因となっている。許可がこれから加速度的に下りてくることを想定しているので、それに対応できる体制を整え、遅れを取り戻したいと考えている。引き込み工事の添架申請は今回の工事で光化するが、既存の契約者から新しく張替えをする形になるので加入されるかわからない状態の中、事前に占用申請や電柱申請が難しい状況がある。

既存契約者については、変更があるので加入変更をお知らせし、調査し占用申請、添架申請をしている。加入変更、継続同意の下調査を進め順次添架申請を行っている。

自営柱については、ずっと使用するというのではなく、中電柱、NTT柱の建て替え時に乗せ換えて、自営柱については基本的には撤去を想定している。架け替えについては、工事になるので費用が発生する。

基本的には三原テレビの保守という形で IRU 契約の中で架け替えを行っていただく。

来年 3 月 18 日までの工期で進めている。2 週間に一度は定例会で事業関係者と工期内で工事が完了出来るよう協議を進めている。

以上、光ファイバ網整備調査特別委員会の調査中間報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、光ファイバ網整備調査特別委員会の報告を終わります。

日程第 23 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。

デジタル化推進調査特別委員長の報告を求めます。

○デジタル化推進調査特別委員長（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） デジタル化推進調査特別委員長。

○デジタル化推進調査特別委員長（上羽場幸男） デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和 3 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

デジタル化推進調査特別委員会

委員長 上羽場 幸男

デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

#### 【開会中の調査】

第 1. 開会日時 令和 3 年 9 月 14 日（火） 13 時 13 分開議

第 2. 場 所 世羅町議会 議場

第 3. 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、  
田原賢司、松尾陽子、山田睦浩、（米重議長）

#### 第 4. 調査事項

1. 全国町村議会議長会の動画配信による「自治体 DX と議会デジタル化」の講演を委員で視聴のうえ、自治体のデジタル化と議会のデジタル化の取り組みについて、その内容や必要性を理解するために研修を行いました。

内容は、デジタル化のメリット、国のデジタル化政策、自治体 DX の主な内容、議会デジタル化の必要性と方向性について、など 67 分間視聴いたしました。

2. 「今後の調査項目及び進め方について」では、委員会から町へ要求をしてきた資料を参考に今後の調査の方針を確認いたしました。

資料の内容は、行政のデジタル化について、各担当課ごとの取り組み内容、検討時期、実施時期を示したものであります。

#### 委員の意見

ア 町からの提出資料の項目ごとに、詳しい説明を求めたい。

イ 町のデジタル化と議会のデジタル化を同時に進めていくことが重要である。

ウ 住民サービスや事務処理などの行政側のデジタル化は執行者側が進められるので、議会として議会のデジタル化を早急に取り組むべきである。

エ 先進地の視察を行うべきである。

オ 令和4年度に議会にタブレット端末の導入を希望する。

主に、以上のような内容に関する意見が、多数述べられました。

#### 第5. 今後の取り組み

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための非常事態宣言解除後、速やかに先進地視察を実施する。候補地として三原市があがっております。

2. 当委員会の委員がデジタル化の理解を深めるために、リモートでの会議を実施する。

3. 住民サービスや事務処理のデジタル化を推進するために、各担当課ごとの進捗状況の調査、確認を進める。

4. 全ての議員の理解と協力を求め、議会として、令和4年度に議会のタブレット端末導入を目指して予算要求を行う。そのためには、閉会中審査を重ねていく必要があります。

以上、デジタル化推進調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、デジタル化推進調査特別委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和 3 年 第 3 回世羅町議会 定例会 を「閉会」いたします。

(起立・礼)

---

閉 会 1 1 時 5 5 分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員